

職員のサービスの宣誓に関する条例の施行に関する規則 の一部改正について

1 改正の趣旨

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年宮崎県条例第1号）の一部改正に伴い、職員のサービスの宣誓に関する条例の施行に関する規則（昭和26年宮崎県教育委員会規則第6号）に係る所要の改正を行うもの。

（条例改正の趣旨）サービスの宣誓について、会計年度任用職員に係る取扱いを任命権者が別に定めることができるよう関係規定を改正するもの。

2 改正内容

- （1）会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する委任規定を追加する。
- （2）規則において引用する条例の条ずれを改める。

第2条第2項→第2条第3項

- （3）その他（軽微な文言の変更等）

3 改正案

別添新旧対照表のとおり

4 施行期日

公布の日

職員の服務の宣誓に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則 第 一 号

職員の服務の宣誓に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

職員の服務の宣誓に関する条例の施行に関する規則（昭和26年宮崎県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第 1 条 この規則は、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年 3 月宮崎県条例第 1 号、<u>以下条例</u>という。）第 3 条の規定に<u>基き定</u>める。</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 1 項<u>の規定による任命権者の定める上級の公</u>務員は<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 事務局職員及び県立学校その他の教育機関の長にあつては <u>教育長。但し、事務局職員の中、県教育庁教育事務所に勤務す</u>る職員<u>同教育事務所長を除く。</u>) にあつては<u>県教育庁教育事務</u>所長</p> <p>(2) <u>削除</u></p> <p>(3) <u>[略]</u></p> <p>2 前項に規定する上級の公務員に事故があるとき又は欠けたとき <u>は、教育長又は県教育庁教育事務所長若しくは学校その他の教育</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年宮崎県条例第 1 号、<u>以下「条例」</u>という。）第 3 条の規定に<u>基き</u>定める。</p> <p>(任命権者の定める上級の公務員)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 1 項<u>に規定する任命権者の定める上級の公務</u>員は、<u>次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) 事務局職員及び県立学校その他の教育機関の長にあつては <u>教育長。ただし、事務局職員のうち、出先機関に勤務する職員</u>（<u>出先機関の長を除く。</u>）にあつては<u>その出先機関の長</u></p> <p>(2) <u>[略]</u></p> <p>2 前項各号に規定する上級の公務員に事故があるとき又は欠けたときは、<u>その公務員の職務を代理する者を上級の公務員とみなす</u></p>

機関の長の職務を代理する者を、その上級の公務員とみなす。

第3条 前条の規定による上級の公務員は新たに職員となった者が宣誓書に署名したとき、その宣誓書を直ちに県教育委員会に提出しなければならない。この場合条例第2条第2項の規定によって宣誓を行う前に職員にその職務を行わせるときは、その事実を併せて報告しなければならない。

。

(宣誓書の提出)

第3条 前条各項に規定する上級の公務員又は上級の公務員とみなされる者（以下「上級の公務員」という。）は、職員が宣誓書に署名をしたときは、速やかに、当該宣誓書を県教育委員会に提出しなければならない。

(報告)

第4条 上級の公務員は、条例第2条第3項の規定により宣誓を行う前に職員にその職務を行わせるときは、速やかに、その理由を付して県教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。